南海トラフ地震高知市長期浸水対策連絡会設置要綱

(目的)

第1条 南海トラフ地震に伴う地盤沈降及び津波により高知市の中心市街地などが広範囲かつ 長期的に浸水することによって予測される被害に関し、事前対策の進捗を確認し、関係機関の連 携を図るため、南海トラフ地震高知市長期浸水対策連絡会(以下「連絡会」という。)を設置す る。

(所掌事項)

- 第2条 連絡会は、次に掲げる事項を協議する。
 - (1) 長期浸水対策の進捗状況に関すること。
 - (2) 長期浸水対策において個別に検討が必要な事項に関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、長期浸水対策を推進するために必要な事項に関すること。

(組織)

- 第3条 連絡会は、別表に掲げる機関(以下「関係機関」という。)の代表者及び知事が委嘱するアドバイザーをもって構成する。
- 2 連絡会に関係機関の互選により会長を置く。
- 3 会長は、連絡会を代表し、会務を総括する。

(任期)

第4条 アドバイザーの任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

- 第5条 連絡会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 会長は、必要に応じて連絡会の会議に関係機関の代表者及びアドバイザー以外の者を出席させて意見を聴取することができる。

(事務局)

第6条 連絡会の事務局は、高知県危機管理部南海トラフ地震対策課及び高知市防災対策部防 災政策課に置く。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成27年1月23日から施行する。
- 2 第5条の規定にかかわらず、会長選出までの間は、事務局が会議を招集する。

附則

この要綱は、令和3年3月16日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年12月14日から施行する。

別表 (第3条関係)

行政機関	1	国土交通省四国地方整備局
	2	国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所
	3	国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所
	4	国土交通省四国地方整備局高知港湾・空港整備事務所
	5	高知県危機管理部
	6	高知県健康政策部
	7	高知県子ども・福祉政策部
	8	高知県農業振興部
	9	高知県林業振興・環境部
	1 0	高知県土木部
	1 1	高知市防災対策部
	1 2	高知市市民協働部
	1 3	高知市健康福祉部
	1 4	高知市環境部
	1 5	高知市農林水産部
	1 6	高知市都市建設部
	1 7	高知市上下水道局
応急救助機関	1	陸上自衛隊第14旅団第50普通科連隊
	2	自衛隊高知地方協力本部
	3	第五管区海上保安本部高知海上保安部
	4	高知県警察本部警備部
	5	高知県高知警察署
	6	高知県高知南警察署
	7	高知県高知東警察署
	8	高知市消防局